

平成14年度福島県原子力防災訓練実施要領

1 目的

本訓練は、福島県及び関係町の地域防災計画原子力災害対策編に基づき、原子力災害発生時における住民の安全確保等のための一連の措置について、国及び防災関係機関の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、総合的に訓練するものである。

今年度は、最近の電気事業者を巡る一連の問題等（定期検査における原子炉格納容器漏えい率検査の不正、原子炉再循環系配管のひび割れ）を踏まえ、より具体的な事故を想定した以下の訓練を重点的に行うとともに、発電所内における緊急時対応として、事故プラントの復旧対策等の訓練を行う。

(1) 発電所内における対応訓練

発電所内における一連の緊急時対応として、所内対策本部の設置、事故プラントの復旧対策等の訓練を行う。

(2) オフサイトセンター運営訓練

本年4月に運用が開始された「福島県原子力災害対策センター」の機能確認として、テレビ会議システム等の防災関係設備及び資機材の運用等を行い、参集要員の緊急時対応の習熟を図る。

(3) 県庁とオフサイトセンターが連携した実践的な訓練

災害時には、現地本部活動の支援及び県内全域への対応等を行う災害対策本部の役割が重要となることから、県庁に災害対策本部を設置し、現地と連携したより実践的な訓練を行う。

(4) 住民への迅速かつ的確な情報提供のための広報訓練

県災害対策本部及びオフサイトセンター等における情報収集と整理、各広報班によるプレス発表から報道まで、分かりやすい住民広報を重視しつつ、一貫した情報提供が行えるようにする訓練を行う。

(5) 住民の参加

発電所周辺地域の住民等を対象に、災害弱者も含めた屋内退避及び避難訓練を実施し、災害時において住民がとるべき行動について周知を図る。

2 日時

平成14年11月8日（金） 8時00分～15時10分

3 訓練の対象とする事業所

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所（6号機）

4 会場

福島県庁（県災害対策本部）
各町役場（町災害対策本部 - 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
福島県原子力災害対策センター（原子力災害合同対策協議会、県現地本部）
福島県原子力センター（緊急時モニタリングセンター）
福島県環境医学研究所検査除染室（第二次緊急時医療施設）
大熊町第2体育館（避難所・救護所）
東京電力㈱福島第一原子力発電所構内及びその周辺地域

5 主催

福島県、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

6 参加機関、団体等（予定）

参加機関	約 200 機関・団体（別紙 1）
防災関係機関の参加人員	約 1,100 名（別紙 1）
住民等の参加人数	約 580 名（別紙 2）
	（うち避難訓練の参加 約 150 名）

7 訓練基本想定

(1) 事故想定等

平成 14 年 1 月 8 日午前 8 時 00 分に東京電力(株)福島第一原子力発電所 6 号機で発生した再循環系のトラブルは、同日午前 8 時 20 分に特定事象（原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象¹）に該当したことから、県と地元関係 4 町は、地域防災計画に基づき「災害対策本部」を設置するとともに、国や防災関係機関の協力を得て、万一の原子力災害の発生に備えた準備活動を開始した。

その後、6 号機では多重の安全装置が全て作動に失敗したことから、同日午前 10 時 20 分内閣総理大臣が原災法第 15 条²に基づく「原子力緊急事態宣言」を発出する事態となり、現地のオフサイトセンターでは、国、県、関係町、専門家、防災関係機関及び原子力事業者による「原子力災害合同対策協議会」が組織され、応急対策活動を実施することとなった。

1) 10 条事象……同法施行規則第 9 条第 1 号イ(2)

「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」

2) 15 条事象……同第 21 条第 1 号ロ

「非常用炉心冷却装置注水不能」

(2) 気象条件

午前 8 時 20 分現在の気象条件は、南の風、風速 1 m/秒、大気安定度は B とし、その後の変化はないものとする。

(3) 被害想定

原子力災害合同対策協議会は、今後の事故の進展によっては放射線等による影響が発電所敷地外に及ぶおそれが生じたことから、午前 11 時 25 分、発電所から概ね半径 2 km までの全方位及び風下 3 方位（北北西、北、北北東）の概ね半径 2 ~ 3 km までの地域における「避難」を、さらに発電所から風下 3 方位（北北西、北、北北東）の概ね 3 ~ 6 km までの地域における「屋内退避」を、またこれらの防護対策区域における飲食物摂取制限、防災関係者以外の者の立入制限を決定した。

また、午前 9 時 00 分、発電所内において作業員が負傷し、傷口に放射性物質による汚染が認められた。

8 訓練項目

(1) 事故状況の把握及び連絡（通信連絡訓練）

- ア 原子力災害対策特別措置法に基づく通報、連絡
- イ オフサイトセンターと関係機関との通信連絡
- ウ 地域防災計画等に基づく連絡
- エ 重点地域外への情報提供

(2) 災害対策本部等の設置

- ア 県災害対策本部（県庁）
- イ 県現地災害対策本部（福島県原子力災害対策センター）
- ウ 町災害対策本部（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
- エ 国災害対策現地本部（福島県原子力災害対策センター）

- オ 発電所対策本部（福島第一原子力発電所）
- (3) オフサイトセンターにおける活動
 - ア 初期動作の確認
 - イ 現地事故対策連絡会議
 - ウ 原子力災害合同対策協議会
 - エ 機能班の活動
- (4) 緊急時環境放射線モニタリング
 - ア モニタリング班の設置、陸上モニタリング活動
- (5) 住民等に対する指示の伝達と広報
 - ア 報道機関に対する報道要請
 - イ 町防災行政無線による住民広報
 - ウ 多様な広報手段の活用（ヘリによる空からの広報）
 - エ 多様な広報手段の活用（インターネットによる情報提供）
 - オ 情報の一元化（オフサイトセンタープレスルームとの情報共有）
- (6) 住民等の屋内退避及び避難
 - ア 住民避難（避難誘導、輸送）
 - イ 避難所の設置、運営、炊出し訓練
 - ウ 屋内退避
 - エ 発電所職員の所外への避難
- (7) 立入制限措置
 - ア 防護対策区域（陸上）の立入制限
 - イ ヘリによる上空からの監視活動
- (8) 飲食物の摂取制限
 - ア 広報による周知
 - イ 災害時における物資等調達協定の運用
- (9) 緊急時医療活動（救急活動含む）
 - ア 発電所で発生した汚染負傷者の救護活動
 - イ 救護所における初期被ばく医療活動
- (10) 緊急輸送活動
 - ア 現地本部要員のヘリによる輸送
- (11) 防災業務関係者の安全確保
 - ア 防災業務関係者の被ばく管理
- (12) 発電所内における訓練
 - ア 発電所対策本部における緊急時対応
 - イ 汚染負傷者対応訓練
 - ウ 退避、避難訓練
 - エ 事故プラントの現場確認
 - オ 事故プラントの復旧対策訓練
- (13) その他
 - ア 陸上自衛隊が所有する原子力災害対応資機材等の展示
 - イ 住民のための防災説明会の開催

9 訓練の中止

次の事態が発生した場合は、訓練を中止する。

- (1) 県内に災害が発生し又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 県内に警報が発表され、その対策を要するとき。
- (3) その他異常現象の発生により、対策を要するとき。

	機 関 名	参加人員(人)	参加車両等
経済産業省	資源工ネルギー庁原子力安全・保安院	3	-
	東北経済産業局	3	-
	福島第一原子力保安検査官事務所	2	1
	福島第二原子力保安検査官事務所	2	-
文部科学省	科学技術・学術政策局防災環境対策室	1	-
総務省消防庁	特殊災害室()	1	-
内閣府	原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員	2	-
	原子力安全委員会事務局	1	-
海上保安庁	第二管区海上保安本部	2	1
	第二管区海上保安本部小名浜海上保安部	2	1
陸上自衛隊	東北方面總監部	2	1
	第6師団司令部	2	1
	第44普通科連隊	69	23
気象庁	福島地方气象台()	1	-
国土交通省	東北地方整備局福島工事事務所()	1	-
	東北地方整備局いわき国道工事事務所()	1	-
独立行政法人 放射線医学総合研究所	放射線防護・安全部 放射線安全課防災環境対策室	3	-
核燃料サイクル開発機構	原子力緊急時支援・研修センター	1	-
財団法人 原子力発電技術機構	防災センター	1	-
財団法人原子力安全技術 センター	原子力防災事業部防災技術部	1	-
福島県	知事、副知事	2	1
	県民安全室	39	5
	医務健康課	9	3
	県立病院課	1	1
	広報広聴課	2	-
	管財課	1	-
	中小企業課	1	-
	総務部	3	-
	企画調整部	3	-
	生活環境部	3	-
	保健福祉部	3	-
	商工労働部	3	-
	農林水産部	3	-
	土木部	3	-
	企業局	2	-
	出納局	3	-
	教育庁	3	-
	相双地方振興局	6	2
	消防防災航空センター	5	1
	原子力センター(福島支所含む)	8	4
	相双保健福祉事務所(浪江支所含む)	7	3
	県立大野病院	4	-
	環境医学研究所	3	-
	環境政策室、環境対策室、県北地方振興局、県中地方振興局、いわき地方振興局、環境センター、水産種苗研究所(緊急時モニタリング委員派遣機関)	15	8
	県北、県中、県南、会津保健福祉事務所(緊急時医療活動委員派遣機関)	8	9
	県南、会津、南会津地方振興局()	3	-
福島県警察本部	警備課	50	12
	交通規制課		
	富岡警察署		
	浪江警察署		
	原町警察署		
	いわき中央警察署		
	機動隊		
	交通機動隊		
	航空隊		
福島県通信部			
広野町	関係各課	12	2
楢葉町	関係各課	5	2

	機 関 名	参加人員(人)	参加車両等
富岡町	関係各課	20	2
大熊町	関係各課	58	10
	大熊町消防団	15	5
	大熊町婦人消防隊	20	
双葉町	関係各課	49	10
	双葉町社会福祉協議会	4	
	双葉町消防団	23	5
	双葉町婦人消防隊	20	
浪江町	関係各課	23	2
県内市町村 消防本部	地元関係6町を除く県内84市町村()	84	
	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	15	2
	富岡消防署	17	4
	浪江消防署	16	4
	双葉広域を除く県内11消防本部()	11	-
医療機関等	いわき市保健所	2	2
	社団法人福島県医師会	-	-
	社団法人双葉郡医師会	2	1
	社団法人相馬郡医師会	2	2
	社団法人いわき市医師会	1	1
	社団法人福島県放射線技師会	6	6
	日本赤十字社福島県支部	8	3
	国民健康保険原町市立病院	2	1
	いわき市立総合磐城共立病院	2	1
	福島県厚生農業協同組合連合会双葉厚生病院	2	1
公共機関等	東日本旅客鉄道(株)福島支店()	1	-
	東日本電信電話(株)福島支店	1	-
	東北電力(株)福島支店、相双営業所()	2	-
	日本道路公団福島管理事務所()	1	-
報道機関	県政記者クラブ(NHK福島放送局、福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島、ラジオ福島、福島民報新聞、福島民友新聞、朝日新聞社福島支局、毎日新聞社福島支局、読売新聞社福島支局、日本経済新聞社福島支局、産経新聞社福島支局、河北新報社福島総局、時事通信社福島支局、共同通信社福島支局)、エフエム福島	34	17
企業	(株)藤越	2	1
	(株)ヨークベニマル	2	1
東京電力(株)	本店	3	-
	福島第一原子力発電所	294	5
	参加機関数 194 機関・団体 ()通信連絡訓練における各機関での参加	1053 名	車両 165 台 航空機 2 機

別紙 2

平成14年度福島県原子力防災訓練 住民等の参加人数(予定)

町名	行政区名、施設名	参加人員(人)
双葉町	細谷行政区(避難訓練)	20
	郡山行政区(避難訓練)	17
	双葉町立北小学校(屋内退避訓練)	184
	双葉町立南小学校(屋内退避訓練)	275
大熊町	夫沢1区行政区(避難訓練)	30
	夫沢2区行政区(避難訓練)	30
	参加機関数 6 機関・団体	556